

2025年1月にロサンゼルス近郊で発生した山火事の被害を受けた方に対する
旅券手数料免除について（実施期間の延長）

在留邦人の皆様へ

1 在ロサンゼルス日本国総領事館では、2025年1月にロサンゼルス近郊で発生した山火事の被害を受けた方に対する旅券手数料の免除を、2026年1月14日までを期限として実施しておりましたが、2026年3月31日まで、実施期間を延長することといたします。

2 対象者については、変更ありません。

2025年1月に発生した山火事の被災地域に居住し、かつ火災によって自宅が全焼、半焼その他これらに準ずる被害を受け、有効な日本国旅券を焼失・紛失した方が対象です。

申請に際しては被害の程度や当該地域に居住していたことを証明する書類（例：住所の記載された運転免許書等）をご提示いただくことで、旅券手数料の免除のための申請をすることが可能ですが。

3 本件手数料免除のための申請は、当館窓口で行う旅券申請にのみ適用されます。オンライン旅券申請では本件免除のための申請を行うことは出来ません。

旅券手数料免除の措置の適用可否は個別に判断させていただきますので、本件免除のための申請を希望される方は、以下の当館連絡先までお電話又はメールにてあらかじめご連絡をいただきますようお願いいたします。

【連絡先】

在ロサンゼルス日本国総領事館 領事警備班

電話番号: 213-617-6700

(音声案内に従い言語を選択いただいた後、番号3を押してください。)

(領事窓口時間：月曜日～金曜日までの9:30～11:30、13:15～16:30)

メール：ryoji@ls.mofa.go.jp（メールでご連絡を頂く際には、お電話番号とお名前を忘れずに御記入ください。）